

1. シルバー傷害保険

会員が就業途上、就業中に負傷、死亡した場合に適用されます。

保 険 対 象	保 険 金 額	対 象 期 間
死亡・後遺障害	300万円（最高）	
入院治療	4,500円／1日	（6ヶ月間）
通院治療	3,000円／1日	（6ヶ月間うち90日限度）

*センターと会員、会員と仕事の発注者との間には、雇用関係がないことから、事故が発生しても、労災の適用は認められていません。シルバー保険は医療費を支払うものではないので、事故に遭ったときは、会員各自の健康保険証により治療を受けることになります。

*保険金がでない場合…・故意による事故

- | | |
|--------|--|
| (主なもの) | <ul style="list-style-type: none">・自動車や原付自転車を運転中のケガ・熱中症・脳疾患・疾病・心神喪失等・むちうち症、または腰痛などで他覚症状のないもの・会員の持病がもとで、けがをした場合・受注以外の仕事を自ら行った場合 |
|--------|--|